

『紀州経済史文化史研究所紀要』内規

制 定 平成28年6月28日

最終改正 令和6年3月21日

紀州経済史文化史研究所長裁定

(目的)

第1条 『紀州経済史文化史研究所紀要』(以下、『紀要』と称する)は、和歌山大学紀州経済史文化史研究所の目的及び業務に関わる研究論文等を地域・国内外に広く発信するための研究誌である。

(編集委員会の設置)

第2条 研究部門長を委員長とし、所長・副所長・専任教員及び委員会が必要と認めた所員若干名によって組織される。特集企画の選定・原稿依頼・投稿論文の審査管理・誌面調整・念校をその業務とする。

(内容区分と執筆資格)

第3条 『紀要』誌面は原則的に以下のように区分され、特に審査を経た投稿論文については表紙目次部、並びに各論文冒頭ページにその旨を記載する。

(1) 依頼論文・資料紹介

編集委員会の企画した特集に関する研究論文で、編集委員会の依頼によって寄稿されたもの。その内容に関する審査は特に行なわない。

(2) 投稿論文・資料紹介

『紀要』の目的に合致する投稿論文。執筆資格は別に定める。編集委員会の管理する投稿論文審査を経て、掲載の可否を決定する。なお、論文の内容に応じて、投稿者の申し出または編集委員会の判断により、研究ノートとして掲載することがある。

(3) 研究所の運営および広報に関する資料

(権利)

第4条 『紀要』に掲載された著作物の権利は著者に帰属する。ただし、本研究所がその目的のもとにウェブ上に研究論文等を公開するに際しては、研究論文等の入稿を以て公開を許諾したものと見なす。

(雑則)

第5条 この規定に定めるものの他、『紀要』の刊行・運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

本内規は、平成28年6月28日より適用する。

この改正内規は、令和6年4月1日より適用する。